

# 定款

一般社団法人とんぺディア

# 一般社団法人とんぺディア定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人とんぺディアと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、東北大学の学生を中心とした若年層の成長と地域社会の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 大学生生活及び学習活動を支援するデジタルプラットフォームの開発・提供
- (2) プログラミング、デザイン、マーケティング等の実践的スキル習得の場の提供
- (3) 学生のキャリア形成支援、就職活動支援、長期インターンシップの紹介・斡旋
- (4) 学生同士、学生と企業・団体との交流促進及びマッチング支援とそれに係る各種イベントの運営及び実施
- (5) 学生団体・大学組織・地域企業間の情報共有プラットフォームの運営
- (6) 広告の企画、制作、掲載及び広告業務の受託
- (7) キャラクター及びブランドに関する商品の企画、製作、販売及びライセンス事業
- (8) 飲食物の製造、販売及び提供並びに飲食店の経営
- (9) ソフトウェア・ハードウェアの企画、開発、販売及び運用管理
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、正会員として入会を承認された個人。
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は法人。賛助会員には、個人会員枠及び法人会員枠を設け、会費額を区分する。
- (3) 特別会員 当法人の目的に賛同し、事業に協力するために入会した公的機関その他これに準ずる団体。

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、所定の様式により入会を申し込み、代表理事の承認を得た者を会員とする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するために必要な経費を負担する義務を負う。  
2 会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般法人法第49条第2項に定める会員総会の決議により、その会員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を毀損したとき。
- (2) 当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。

### 第3章 会員総会

#### (開催)

第11条 定時会員総会は、毎年10月に開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第12条 会員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

#### (決議の方法)

第13条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席および出席した正会員の議決権の過半数による承認をもって行う。

#### (議決権)

第14条 正会員は、各1個の議決権を有する。賛助会員及び特別会員には議決権を認めない。

#### (議長)

第15条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該会員総会において、議長を選出する。

#### (議事録)

第16条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

### 第4章 役員

#### (役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 2名以上10名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

#### (選任)

第18条 理事は、会員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第21条 理事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、会員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の会員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年10月末日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 安部央人 荒木達亘 千葉森生 高橋由有

設立時代表理事 安部央人

(設立時正会員の氏名及び住所)

第27条 設立時正会員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 \*\*\*\*\*

氏名 安部央人

住所 \*\*\*\*\*

氏名 荒木達亘

住所 \*\*\*\*\*

氏名 千葉森生

住所 \*\*\*\*\*

氏名 高橋由有

(法令の準拠)

第28条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人とんぺディア設立のため、設立時正会員荒木達亘ほか2名の定款作成代理人兼設立時正会員安部央人は、この定款を作成し、これに記名押印する。

令和7年10月10日

設立時正会員 荒木達亘

設立時正会員 千葉森生

設立時正会員 高橋由有

上記設立時正会員3名の定款作成代理人兼設立時正会員

住所 \*\*\*\*\*

氏名 安部央人